

3月18日（第4日）

3月18日(木)第4日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	新 家 勇 二
17番	山 木 信 勝	18番	扇 谷 照 義
20番	上 田 正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
市民生活部長	川寄 純司	福祉保健部長	徳永 信幸
産業部長	瀬戸本三郎	土木建築部長	幸野 潔
会計管理者	川尻 博文	教育次長	重川 忠道
消防長	岡野 教正	企業局長	今宮 正志
総務課長	浜村 晴司	財政課長	久保 和秀
企画振興課長	有馬 博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖

議事日程

日程第1	議案第47号	江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
日程第2	議案第4号	平成23年度江田島市一般会計予算
日程第3	議案第5号	平成23年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第6号	平成23年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第7号	平成23年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算
日程第6	議案第8号	平成23年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘

定) 特別会計予算

- |        |          |                                     |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 7  | 議案第 9 号  | 平成 23 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算       |
| 日程第 8  | 議案第 10 号 | 平成 23 年度江田島市港湾管理特別会計予算              |
| 日程第 9  | 議案第 11 号 | 平成 23 年度江田島市地域開発事業特別会計予算            |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 平成 23 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算            |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 平成 23 年度江田島市下水道事業会計予算               |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 平成 23 年度江田島市交通船事業会計予算               |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 平成 23 年度江田島市水道事業会計予算                |
| 日程第 14 | 発議第 1 号  | 「江田島青少年交流の家」の国事業として存続を求める意見書の提出について |
| 日程第 15 | 発議第 2 号  | T P P 交渉に反対する意見書の提出について             |

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（上田 正君） おはようございます。

昨日に続いて会議を始めます。

ただ今の出席議員は 19 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第 1 議案第 47 号

○議長（上田 正君） 日程第 1、議案第 47 号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

昨日に続いての定例議会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、ただいま上程されました議案第 47 号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」でございます。

道路施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第 47 号について説明いたします。

このたびの改正は、この道路法上の道路の占用に係る占用料の額について、国が改正したことに伴い、江田島市の道路占用料徴収条例を改正するものです。

この国の改正につきまして、本年 3 月 4 日付で県から通知がございまして、本定例会中に、提案が必要と判断しました。

次ページ、2 ページから 5 ページに改正案、6 ページ以降に参考資料を添付しております。

6 ページの参考資料で説明させていただきます。

6 ページをお願いします。

道路法におきまして、道路管理者は、占用料を徴収することができることとされておりまして、占用料の額については、条例で定めることとされておりまして、

国においては、国管理の道路の占用料の額を政令である道路法施行令で定めており、江田島市ではこれを準用しております。

こうした中で、国において、1 の（2）、（3）にありますとおり、昨年 12 月

に地価の変動等を踏まえ、占用料の額を見直す政令改正を行っております。施行日は平成23年4月1日でございます。このため、市の道路占用料徴収条例を改正するものです。

次ページ、7ページ以降に新旧対照表を添付しております。

これが概ね1割程度の減額の改正でございます。

5ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） まず、江田島市の固定資産税は、下がるところもありますが、現状維持とか、上がるところもあるんですよ。

こういった点からすると、これを減額するというのはおかしいと思うんですよ。

それから電柱敷地料、中電とかN T Tの敷地料で、これも下がってはおりません。

そして、江田島市では今行財政改革の最中でございますんで、下げる必要はないと思うんですよ。それぞれの自治体にあったこの占用料を決めるべきであって、国交省に見習わなくてもいいと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 確かに条例で定めることができるので、それぞれの自治体で独自に検討して定めることもできます。

ただ国の方からも、道路によって、さまざまな占用料が異なると、それも混乱するということでございまして、国の方からも、できるだけ、国の施行令を参考にしてもらいたいというような通知もございます。

そして今まで、そのとおりに国の施行令に基づいて、市の条例改正を行ってまいりましたので、このたびもそれに従っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） この改正の説明にもありますよね、土地の変動によってこの改正するんだということですが、固定資産税は上がるところもあるんですよ毎年。この税金ちょっとおかしいと思うんですが、全部が下がるとるんならわかりますよ。おかしいじゃないですか。電柱の敷地料も下がっておりません。ここだけ下げるというのはおかしいと思いますよ。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 同じことを繰り返すようですけども、この6ページの1の（2）、これは国の方でございまして、国の方で、地価の変動といったデータを把握されておまして、それでもって全国的に下げる必要があるという判断をされ

ておりますので、このたびも、それに準じたいという考えで、提案しているものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） この下げることによって、今までの金額が、総額幾ら、今度下げたことによって、総額幾ら下がるのか教えていただければと思います。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） このたび一般会計で提案しております歳入が、道路占用料37万円です。これは細かくは計算しておりませんが、額の改定が概ね先ほど一割程度という話をさせていただきましたので、計算はしておりませんが、37万が1割減るとなると歳入が34万、3万円程度減ることになりますけれども、大きな影響ないということで、このたび提案させていただきました。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第4号～日程第13 議案第15号

○議長（上田 正君） 日程第2、議案第4号「平成23年度江田島市一般会計予算」から日程第13、議案第15号「平成23年度江田島市水道事業会計予算」までの12議案を一括議題といたします。

本12議案について、山根啓志予算審査特別委員長の報告を求めます。

山根予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山根啓志君） 報告いたします。

予算審査特別委員会審査報告書

平成23年3月18日

江田島市議会議長 上田 正様

江田島市議会予算審査特別委員会委員長 山根啓志

本委員会は、平成23年第2回江田島市議会定例会本会議（2日目）において付託された議案第4号から議案第15号までの12議案について、各常任委員会所管ごとの3分科会に分割し、3月4日、3月7日、3月9日の3日間、慎重に審査した結果、個別意見（要望事項）を付して、賛成多数で認定することに決したので、会議規則第103条の規定により報告します。

2 審査の概要 本委員会に付託された予算の審査にあたっては、本予算に組み込まれた事務事業が、各行政分野に適切に配分され、かつ地域的な均衡が図られているかどうか、主眼をおき、地方自治法第97条第2項に規定されている長の提案権を侵害しないように十分配慮し、議決権の範囲内で慎重に審議を行った。

3 審査意見 わが国の経済情勢は、一時期の危機的な状況から脱したとはいえ、回復の水準はいまだに低く、円高懸念やデフレ不安、消費の低迷など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

こうした景気の低迷は、地域経済や市内企業においても大きな打撃を与え、高い失業率となり、市民生活への影響も深刻なものとなっております。

本市の財政も引き続き厳しい状況となっておりますので、予算の執行にあたっては、審査の過程で出された各委員の意見を参酌され、効率的かつ重点的な施策の展開を図り、市民の皆様の暮らしを守ることを最優先とした行政運営に努められたい。

4 個別意見（要望事項）については、各分科会ごとに記載しておるとおりでございます。

また、各分科会からの報告書を参考に配付させていただいておりますので、後ほどご一読いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） これをもって山根予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものでございます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本12案それぞれに対する反対討論の発言を許します。

片平議員。

○6番（片平 司君） 4号議案、平成23年度江田島市一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成23年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

今、日本経済を取り巻く状況は、大企業の利益が回復する一方で、中小零細企業は

依然として厳しい経営を強いられています。

民主党政権は、国民の生活が第一と言いながら、大企業の法人税を5%引き下げ、減収分は個人増税で穴埋めしようとしています。

さらに、2重3重の大企業優遇のために消費税増税をねらっています。

唐突に出てきたTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加は、日本の農業と地域経済に深刻な打撃となります。

さらに、地域主権と称して、福祉などの仕事から手を引き、社会保障のための最低基準の財源保障や最低基準をなくし、まともなサービスの実行は、自治体の自己責任にしようとしています。

社会保障の一段の改悪で、公的年金の減額や国保の広域化を推進しようとしています。一段の滞納者の増加が予想されます。

このように国民の暮らしに背を向ける国政から、住民の生活と暮らしを守ることは、自治体の責務であり、国の悪政から住民の利益を守る防波堤の役割をしっかりと果たすべきであります。

江田島市23年度当初予算は、ほぼ前年度並みとなっております。

昨年度に続き、オリーブ栽培事業として深江地区の山林開墾事業5,600万円、その他が予算化されています。

広く市民に事業拡大されていますが、オリーブ事業が抱える数々の問題点を十分に論議せず、その改善策は、はっきりと示されていません。

さらに、高齢化の進む江田島市にとって将来的に大きな不安があります。

また、事業者育成とはいえ、展望のある事業として認めることはできません。

次に、縦割行政の是正問題についてですが、全国の進んだ自治体では、行政の縦割り地域を見たり、市民に接することがないように、庁内の協働を図り、市民サービス向上に取り組んでいます。

江田島市においては、今年度から公民館等が有料化になりました。

公民館活動は、地域のつながりを強め、健康な市民づくりで、市の活性化に重要な役割を果たしています。

施政方針や予算上においても、縦割行政の是正の取り組みが欠落をしています。

地域の拠点づくりに教育委員会、福祉保健課部の協働の施策として有料化を見直し、縦割行政の是正を強く求めておきたいと思います。

景気低迷の中、貧困と格差拡大で苦しむ市民の福祉、生活を守るためには、一般財源から国民健康保険や介護保険、後期医療など、特別会計への財政支援措置による各保険料や利用料の負担軽減措置は、緊急に求められています。

今こそ、不要不急の事業を抜本的に見直し、生活密着型公共事業、地域循環型公共事業への転換を強く求めて、23年度一般会計予算案の反対討論といたします。

○議長（上田 正君） 次に賛成討論の発言を許します。

住岡議員。

○11番（住岡淳一君） 私は、平成23年度江田島市一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本予算は1 行財政改革の着実な推進、2 特色あるまちづくりの新たな展開の2点を大きな柱として編成されています。

現在、我が国の経済は、不景気の中からの脱却を目指していますが、依然として厳しい状況が続いています。

そのような厳しい状況の中、平成23年度当初予算一般会計は、平成22年度当初予算と比べ、0.1%減の145億4,200万円となっています。

歳入については、人口減少や不景気により、市民税は減少していますが、財政調整的な基金の取り崩し額は1,200万にとどまり、基金の繰り入れは9,500万円の減となっています。

歳出については、公債費や扶助費の増により、義務的経費は9,700万円の増となっていますが、国のきめ細かな交付金を活用して、平成22年度は切れ目なく事業を実施することにより、単独建設事業費は抑制されています。

本予算は、22年度から引き続き、財政健全化に向けて、選択と集中を徹底した予算編成となっていると認められます。

よって、本予算は適切なものであると認め、賛成いたします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これより起立により、本12議案について一括で採決を行います。

本12議案についての委員長の報告は可決すべきであるとするものです。

本12議案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本12議案は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第14 発議第1号

○議長（上田 正君） 日程第14、発議第1号「江田島青少年交流の家の国事業として存続を求める意見者の提出について」を議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

山本一也議員。

○15番（山本一也君） 失礼します。

発議第1号

平成23年3月18日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 山本一也

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 住岡淳一、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康。

「江田島青少年交流の家」の国事業として存続を求める意見書の提出について  
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

内容については、次ページに掲載しておりますので、十分御拝読いただきたいと思います。

意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

以上であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号「江田島青少年交流の家の国事業として存続を求める意見書の提出について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 発議第2号

○議長（上田 正君） 日程第15、発議第2号「TPP交渉に反対する意見書の提出について」を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 発議第2号

平成23年3月18日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 胡子雅信

賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 登地靖徳、賛成者 江田島市議会議員 片平司、賛成者 江田島市議会議員 大石秀昭、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

「T P P 交渉に反対する意見書の提出について」

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出いたします。

意見書の内容は別紙のとおりでございます。

なお、意見書提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官となっております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 2 号「T P P 交渉に反対する意見書の提出について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで、平成 2 3 年第 2 回江田島市議会定例会を閉会いたします。

（閉会 1 0 時 3 0 分）